単価契約仕様書

教育委員会事務局総務部教職員人事課

（担当：井上、竹内　電話：222-3781）

件　　名	（単価契約）令和９年度京都市立学校教職員採用時健康診断業務
予定数量	対象者①：令和９年度京都市立学校（幼稚園を含む）新規採用予定教職員 人　数①：２５０人（現時点での予定数のため増減の可能性があります） 対象者②：令和９年度京都市立学校（幼稚園を含む）臨時的任用等教職員 人　数②：１５０人（現時点での予定数のため増減の可能性があります）
契約期間	令和８年１２月７日　～　令和９年３月３１日
契約条件	別紙のとおり

注）　本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

（別紙）令和９年度京都市立学校教職員採用時健康診断業務について

１　業務の概要

京都市（以下「発注者」という。）が指定する対象者に対して、法令に定める健康診断を実施する。

実施にあたっては、受託者（以下「受注者」という。）が設置する検診施設において行う健康診断を行うこと。

詳細については項７「業務の実施方法」によることとする。

２　契約条件

予定人数の健康診断及びそのうち再検査・精密検査を要すると認められる者の検査を京都市内の会場で実施できること（別紙、申立書を提出のこと）。

３　実施日程及び実施会場

受注者は、以下⑴～⑵の条件をもとに実施日程及び実施会場を発注者と調整し、発注者に通知するものとする。

⑴　実施日程は令和８年１２月７日から令和９年３月３１日の間で、予定人数を検診するために十分な日数を確保すること。

⑵　実施会場は京都市内にあり、また公共交通機関の利便性が高い場所（ＪＲ京都駅から待ち時間等を含み公共交通機関を利用して概ね３０分以内）であること。

４　検診項目

受注者は、以下の項目について検診を実施することとする。

○既往歴の調査
○自覚症状及び他覚症状の有無の検査
○内科診察
○身体計測（身長、体重、腹囲、BMI）
○視力検査
○聴力検査
○胸部Ｘ線検査（直接撮影）
○血圧測定
○尿検査（糖、蛋白、潜血）
○貧血検査（血色素量、赤血球数）
○肝機能検査（ＧＯＴ、ＧＰＴ、γ－ＧＴＰ）
○血中脂質検査（HDL ｺﾚｽﾃﾛｰﾙ、LDL ｺﾚｽﾃﾛｰﾙ、血清ﾄﾘｸﾞﾘｾﾗｲﾄﾞ）
○血糖検査（空腹時か食後かを確認すること）
○心電図検査

５　検診結果

受注者は、発注者が別途指定する日までに以下の資料を提出することとする。

○京都市立学校教職員採用時健康診断書（受診者全員）
○胸部Ｘ線撮影フィルム（有所見者（本健康診断において再検査、精密検査を要すると認められる者を言う、以下同じ。））
○心電図（有所見者）
○有所見者及び未受診者の名簿（様式任意）

６　実施報告

「健康診断実績報告書」により実施実績を報告する。

７　業務の実施方法

⑴　検診の実施について

・発注者は対象者に健康診断の実施について通知し、診断書の様式を交付する。
・受注者は、発注者が作成した対象者情報と照合のうえ、診断書の様式を持参した対象者の健康診断を実施するものとする。なお、事前に発注者の承認を得なければ異なる様式を使用することはできないこととする。

・対象者の情報については、発注者から受注者へ次の①～④の項目を通知する。

① カナ氏名、②漢字氏名、③性別、④生年月日

⑵ 受診結果・未受診者報告等の資料提出について

発注者が別途指定する日までに以下の資料を提出すること。

・京都市立学校教職員採用時健康診断書（受診者全員）
・胸部Ｘ線撮影フィルム（有所見者）
・心電図（有所見者）
・有所見者及び未受診者の名簿（様式任意）

⑶ 再検査・精密検査について

受注者は再検査・精密検査を要すると認められる者及び未受診者に対して、検査の受診を勧告すること。その際、受注者は上記で定めた実施期間外であっても令和９年３月３１日まではこれを受け付け、その結果を京都市立学校教員採用時健康診断書に記入したうえで発注者が別途指定する日までに提出すること。

なお、再検査及び精密検査にかかる受診費用は受診者本人が負担することとし、本契約の費用には含まない。

⑷ 実施報告・費用請求について

① 受注者は実施期間終了時において、「健康診断実績報告書」により報告するとともに、発注者が指定する請求書様式により、費用を請求するものとする。

② 請求金額は、健康診断１人あたりの単価に受診人数を乗じて算定するものとする。

③ 検診に必要な検診車、器具、用紙等に係る経費の他、受注者からの通知発送等に係る経費は受注者の負担とする。

８ 再委託の制限

⑴ 受注者は、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

⑵ 受注者は、発注者の承諾を得て委託業務を再委託し、又は請け負わせたときは、その者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。

⑶ ⑴の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

９ その他

⑴ 個人情報の取り扱いに関する必要な措置

個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書を遵守すること。

⑵ 事故の防止

受注者は、受託業務の遂行にあたっては、発注者の指示を遵守し、事故の未然防止等に最善の注意を払わねばならない。万一事故等が発生した場合は、速やかに発注者に報告するとともに、受注者の責任において処理すること。

⑶ その他

① 受注者は、契約事項の実施にあたっては、発注者の指示・監督に従うこと。

② 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、双方協議のうえ、そのつど決定する。

なお、この場合において、協議が整わないときは、発注者の決定するところによる。

(別紙)

申　立　書

令和　　年　　月　　日

（あて先）
京 都 市 長

住所又は所在地
商 号 又 は 名 称
代 表 者 氏 名　　印

令和９年度京都市立学校教職員採用時健康診断業務の入札にあたり、２　契約条件「予定人数の健康診断及びそのうち再検査・精密検査を要すると認められる者の検査を京都市内の会場で実施できること」に該当することを次のとおり申し立てます。

１　定期健康診断及び再検査・精密検査の実施が可能な会場の住所

２　定期健康診断及び再検査・精密検査の実施が可能な会場の地図
（別紙に地図を添付してもよい）

京都市立学校教職員採用時健康診断書

京都市教育委員会

フリガナ		性　別	昭和　平成　年　月　日生
氏　名		男　・　女	（R9.4.1現在 満　歳）
住　所	〒		
	TEL（　）　－　（自・呼）	＜携帯＞TEL（　）　－	
既往歴	なし・あり（　）		
自覚症状	なし・あり（　）		

他覚症状				心電図（12誘導）所見			
身　長	・　cm						
体　重	・　kg			貧血検査	血色素量		g/dl
腹　囲	cm				赤血球数		万/mm³
ＢＭＩ				肝機能検査	ＧＯＴ		IU/I
視力 右	・	矯正（　・　）			ＧＰＴ		IU/I
視力 左	・	矯正（　・　）			γ-GTP		IU/I
聴力 右 1000Hz	1 所見なし	2 所見あり		血中脂質検査	HDLコレステロール		mg/dl
聴力 右 4000Hz	1 所見なし	2 所見あり			LDLコレステロール		mg/dl
聴力 左 1000Hz	1 所見なし	2 所見あり			トリグリセライド		mg/dl
聴力 左 4000Hz	1 所見なし	2 所見あり		血糖検査	空腹時・食後（どちらかに○印を付すこと）		mg/dl
胸部エックス線所見	直接　No.（　）			尿検査	糖	－　±　＋　＋＋　＋＋＋	
					蛋白	－　±　＋　＋＋　＋＋＋	
					潜血	－　±　＋　＋＋　＋＋＋	
血　圧	最　高	最　低		医師の診断			
				再検査又は精密検査の結果			

上記のとおり診断します。　　医療機関名

令和　年　月　日　　医師氏名　　㊞

※

注　1　すべての診断項目について、必ず診断を受けること。

2　受診者は太枠内の項目のみを、必ず事前に、自分で記入すること。

3　受診直前には食事をとらないこと（お茶や水の飲用は可能）。

4　血圧、最高140mmHg以上または90mmHg以下、最低90mmHg以上の者及び尿、その他検査において異常が認められた場合、医療機関は再検査を実施し、その結果を記入すること。また、再検査の結果、さらに異常が認められた場合には、必ず精密検査を実施し、その結果についても併せて提出すること。

5　※欄には何も記入しないこと。

健康診断実績報告書

令和　　年　　月　　日

京都市教育長　様

住所
氏名　　印

下記のとおり実施しましたので、報告します。

記

１　業務の名称　　令和９年度京都市立学校教職員採用時健康診断業務

２　実　施　日

３　受診者数等
（１）受診者数　　名

（２）（１）のうち再検査・精密検査を要する者　　名

（３）未受診者数　　名

個人情報取扱事務の委託契約に係る共通仕様書

（個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況申出書の提出）

第１条　受注者（複数の事業者で構成する連合体が委託業務を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「受注者」という。）は、委託業務を開始する前に、京都市（以下「発注者」という。）が定める「個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書」を提出し、発注者による個人情報の取扱いに関する安全管理措置状況の確認を受けなければならない。

（秘密の保持）

第２条　受注者は、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、委託業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

（個人情報総括管理者）

第３条　受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報を適正に管理させるために、個人情報総括管理者及び個人情報管理責任者を置かなければならない。

（従業者の監督）

第４条　受注者は、従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、従業者に対し、委託業務の処理をするうえで知り得た個人情報個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の適正な管理）

第５条　受注者は、委託業務に係る個人情報の漏えい等の防止その他個人情報の適正な管理のため、次の各号に掲げる措置のほか必要な措置を講じなければならない。

⑴　個人情報を取り扱う委託業務を行う区域を設定し、その区域内に限って個人情報を取り扱うこと。

⑵　個人情報を取り扱う機器、個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等に関し、金庫、施錠が可能な保管庫、セキュリティワイヤー等での施錠又は入退室管理の可能な保管室等による保管すること。

⑶　個人情報が記録された電子媒体、個人情報が記載された書類等を外部に運搬するとき、電子データに対し暗号化処理を施した上で記録する等、適切な安全管理措置を講じること。

⑷　個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、委託業務の従事者全員に対して実施すること。

⑸　個人情報を取り扱う作業を行う電子計算機に、セキュリティ対策のソフトウェアを導入し、そのソフトウェアを常に最新の状態に保つこと。

（再委託の制限）

第６条　受注者は、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　受注者は、発注者の承諾を得て委託業務を再委託し、又は請け負わせたときは、その者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。
３　第１項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（個人情報の目的外利用の禁止）
第７条　受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を委託業務における利用の目的を超えて利用してはならない。

（個人情報の第三者提供の禁止）
第８条　受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、第６条第１項のただし書に基づき、委託業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせるときは、この限りでない。

（個人情報の不正な複製等の禁止）
第９条　受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報を当該処理の用以外の用に供する目的で複写又は複製をしてはならない。

（遵守状況の報告）
第１０条　発注者は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を受注者に求めること及び当該取扱いについて受注者に適切な措置をとるよう指示することができる。
２　受注者は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

（立入調査等）
第１１条　発注者は、受注者及び再委託先が委託業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時、受注者（委託業務の一部を再委託している場合は、当該再委託先を含む。以下この条において同じ。）の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。
２　発注者は、この共通仕様書に係る受注者の個人情報の取扱いが不適当と認めるときは、必要な指示を行うものとする。
３　受注者は、前２項の検査等を拒むことができないものとする。

（提供した資料の返還）
第１２条　受注者は、委託業務を処理するために委託者から貸与され、又は受注者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、委託業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、発注者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

（事故の発生の報告義務）

第１３条　受注者は、委託業務の処理において取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生したときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（契約の解除及び損害の賠償）

第１４条　発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受注者に対して損害賠償の請求をすることができる。

⑴　委託業務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき事由による個人情報の漏えい等があったとき。

⑵　前号に掲げる場合のほか、この共通仕様書に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認められるとき。

２　前項第１号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受注者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、受注者が負うものとする。

個人情報の取扱いに係る安全管理措置状況申出書

（提出日）　　年　　月　　日
（申請者）

個人情報保護法に基づく安全管理措置について、下記のとおり申し出ます。

記

《個人情報の取扱い状況及び確認事項》

１　個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定　　必須

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等を御記入ください。併せて、当該規程を御提出ください。

２　組織的安全管理措置

(1) 個人情報の取扱いに関する総括管理者及び管理責任者の設置　　必須

個人情報の取扱いに関する総括管理者及び管理責任者を記載した書類を御提出ください。上記１により提出した基本方針等に記載がある場合は提出不要です。
なお、付箋等で該当箇所を御教示願います。

(2) 事件・事故における報告連絡体制　　必須

事件･事故における貴社の報告連絡体制が以下の項目の内容に合致しているか、☑のチェックで示してください。

□　漏えい等事案の発生時に備え、従業員から責任ある立場の者に対する報告連絡体制等を決め、従業員に周知している。

３　人的安全管理措置　　必須

貴社の従業員教育が以下の項目の内容に合致しているか、☑のチェックで示してください。

□　個人情報の適正な取扱いに関し、朝礼の際に定期的な注意喚起を行う、定期的な研修を行うといった、従業員への啓発を実施している。

4　物理的安全管理措置

(1) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施　**必須**

設定している管理区域について御記入ください。□欄は管理区域に当該装置を設置している場合、☑のチェックで示してください。

【管理区域の例】

・サーバ等の重要な情報システムを管理する区域　・個人情報を保管する区域

・その他個人情報を取り扱う事務を実施する区域

・管理区域の名称(1) ----------

管理区域に設置している装置

□　施錠装置　□　警報装置　□　監視装置　□　その他（　　）

持込可能な電子媒体及び機器 ----------

・管理区域の名称(2) ----------

管理区域に設置している装置

□　施錠装置　□　警報装置　□　監視装置　□　その他（　　）

持込可能な電子媒体及び機器 ----------

・管理区域の名称(3) ----------

管理区域に設置している装置

□　施錠装置　□　警報装置　□　監視装置　□　その他（　　）

持込可能な電子媒体及び機器 ----------

(2) 機器の盗難を防止するための措置の実施　**必須**

貴社の措置が以下の項目の内容に合致しているか、☑のチェックで示してください。

□　個人情報を取り扱う機器、個人情報が記録された電子媒体又は個人情報が記載された書類等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管している。

□　個人情報を取り扱う機器及び個人情報が記録された電子媒体にパスワードを設定している。

(3) 搬送時の漏えい等を防止するための措置の実施　　必須

貴社の措置が以下の項目の内容に合致しているか、☑のチェックで示してください。

□　個人情報を搬送する場合は、管理責任者が個人情報の所在、搬送方法を把握している。

□　個人情報が記録された電子媒体を持ち運ぶ場合、盗難、置き忘れ等に対応する措置として、暗号化又はパスワードを設定している。

□　個人情報が記録された書類等を持ち運ぶ場合、盗難、置き忘れ等に対応する措置として、施錠した鞄に入れている。

(4) 個人情報を破棄するための措置の実施　　必須

貴社の措置が以下の項目の内容に合致しているか、☑のチェックで示してください。

□　個人情報を破棄する場合は、個人情報が記録された電子媒体の物理的破壊、個人情報が記録された書類の裁断等、復元不可能な方法で破棄している。

□　個人情報の破棄に当たっては、管理責任者が破棄の対象となる個人情報、破棄の方法を事前に確認し、事後に復元不可能な方法で破棄されたことを確認している。

５　技術的安全管理措置　　必須

パソコン等の機器を使用して個人情報を取り扱う際に、貴社のセキュリティが各項目の内容に合致しているか、☑のチェックで示してください。

□　個人情報を取り扱うことのできる機器及び当該機器を取り扱う従業員を明確化している。

□　個人情報を取り扱う情報システムを使用する従業員が正当なアクセス権を有する者であることを、識別したうえで、ユーザーアカウントの認証している。

□　情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェアを導入する等、外部からの不正アクセスを防止する措置を講じている。

□　メール等により個人情報を含むファイルを送信する場合、当該ファイルにパスワードを設定している。

６　外的環境の把握

(1) 外国で設置されているサーバ等の利用　　必須

外国に設置されているサーバの利用や外国のクラウドサービスの利用を行っているか、☑のチェックで示してください。

□　外国で設置されているサーバ等の利用を行っていない。

□　外国で設置されているサーバ等の利用を行っている。

（行っている場合）貴社の当該国についての法令理解が以下の内容に合致しているか、☑のチェックで示してください。

□　当該国の個人情報保護に関する制度等を把握した上で、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じている。

当該国名（複数ある場合はすべて）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(2) 外国での個人情報の取扱い　　必須

外国での個人情報の取扱い（個人情報の入力、編集、分析、出力等の処理）を行っているか、☑のチェックで示してください。

□　外国での個人情報の取扱いを行っていない。

□　外国での個人情報の取扱いを行っている。

（行っている場合）当該国について、個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会が定めるものであるか、☑のチェックで示してください。

□　個人情報保護委員会が定めるものである。

□　個人情報保護委員会が定めるものではない。

（行っている場合）貴社の当該国についての法令理解が以下の内容に合致しているか、☑のチェックで示してください。

□　当該国の個人情報保護に関する制度等を把握した上で、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じている。

当該国名（複数ある場合はすべて）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

７　委託先の監督　　必須

個人情報を取り扱う事務の一部について、貴社から更に委託を行う（再委託）を行う場合、貴社の監督が以下の項目の内容に合致しているか、☑のチェックで示してください。

□　委託先に対し、以下の例示のような形で、必要かつ適切な監督を行っている。

（例示）

- この申出書で定めている措置と同水準の措置が、委託先において確実に実施されるか確認している。
- 委託契約書に、個人情報を安全に管理するために必要な対応として両社同意した内容及び委託先での取り扱い状況を委託元が把握できる規定がある。
- 定期的に監査を行う等により、委託契約書に盛り込んだ内容が適切に実施されているかを調査し、必要に応じ委託内容を見直している。

８　セキュリティ関連の認証　　任意

情報セキュリティマネジメントシステム（以下「ＩＳＭＳ」という。）、プライバシーマーク等の認証等、貴社が取得しているセキュリティ関連の認証について御記入ください。また、認証を受けたことが分かる書類の写しを御提出願います。

取得しているセキュリティ関連の認証（ＩＳＭＳ・プライバシーマーク等）

名称 ----------

認証年月日 ---------- 最終更新年月日 ----------

名称 ----------

認証年月日 ---------- 最終更新年月日 ----------

名称 ----------

認証年月日 ---------- 最終更新年月日 ----------